

公立大学法人岩手県立大学の授業料等の納付方法及び免除に関する規程

制定	平成17年4月1日	規程第16号
改正	平成18年2月17日	規程第5号
	平成20年2月6日	規程第1号
	平成21年3月31日	規程第9号
	平成22年5月26日	規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学の授業料等に関する規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、授業料その他の費用（以下「授業料等」という。）の納付方法及び授業料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の納付方法)

第2条 授業料等の納付方法は、授業料にあつては銀行口座振替又は銀行振込、授業料以外の費用にあつては銀行振込とする。

(納付方法の届出)

第3条 本学の学生（入学予定者を含む。）は、授業料の納付方法を選択のうえ、理事長が定める方法により、授業料を納付すべき年度の前年度の末日までに理事長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、前年度において届け出た納付方法を変更しない場合は、これを要しない。

(預金口座の指定)

第4条 口座振替により納付する場合の預金口座は、理事長が指定する金融機関に開設しなければならない。

(振込手数料)

第5条 銀行振込によって授業料等を納付する場合に要する手数料は、納付者の負担とする。

(授業料の納付方法の特例)

第6条 規則第3条第3項に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経済的理由によって規則第3条第2項に規定する授業料の納付期限までに授業料の納付が困難であると認められること。
- (2) 行方不明であること。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、授業料を規則第3条第2項に規定する納付期限までに納付することが困難であると認められる相当の理由があること。

2 理事長は、前項各号のいずれかに該当する学生に係る授業料については、納付期限を変更し、

又は分割して納付させることができる。

- 3 前項の規定に基づき授業料の納付期限を変更し、又は分割して納付させる場合の納付期限は、前期にあつては9月30日、後期にあつては3月31日以前の日で理事長が別に定める日とする。
- 4 第2項の規定に基づき授業料を分割して納付させる場合の分割の回数は、6回を限度とする。

(授業料の免除)

第7条 規則第14条第1項に規定する特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 留学又は休学
- (2) 死亡又は行方不明により除籍された場合
- (3) その他理事長が特に認める場合

(免除の額)

第8条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその半額以内とし、別に定めるところによりその全額を免除することができるものとする。ただし、前条第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に留学若しくは休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（留学若しくは休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は当該月）から、留学又は休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の制限)

第9条 年間の授業料の免除の総額は、第7条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該年度の授業料収入予定額に0.07を乗じて得た額以内とする。

(授業料の納付方法の特例等の申請)

第10条 第7条各号のいずれかに該当する場合を除き、第6条第2項の規定に基づき授業料の納付期限を変更し、若しくは授業料を分割して納付しようとする者又は授業料の免除を受けようとする者（当該者が第6条第2号の規定に該当する場合にあつては、当該者の学資を主として負担している者）（以下「申請者」という。）は、授業料免除等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に家庭状況調査書（様式第2号）、市町村長の所得に関する証明書その他特に理事長が必要と認める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 前期に係るもの 4月20日
- (2) 後期に係るもの 9月20日（ただし、後期入学者の入学した日の属する期については入学の日）

(免除等の決定及び通知)

第11条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、第7条各号のいずれかに該当する者があるときは、免除する授業料の額を決定し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除等の取消し)

第12条 理事長は、前条第1項の規定により授業料の納付期限の変更、授業料の分割納付又は授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、当該免除等の決定を取り消すものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前にした平成17年度の授業料の納付方法の届出及び県立大学の授業料等の免除等に関する規則（平成10年岩手県規則第37号）第11条の規定による授業料の納付方法の特例等の申請は、それぞれこの規程の第3条及び第10条によりしたものとみなす。

附 則（平成18年 2月17日 規程第 5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成21年 2月 6日 規程第 1号）

この規程は、平成21年2月6日から施行する。

附 則（平成21年 3月31日 規程第 9号）

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 5月26日 規程第17号）

この規程は、平成22年 5月26日から施行する。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

現住所
申請者 第 学年
氏名

授業料免除等申請書

の理由により、 年度 期授業料の免除、納付期限の変更、分割納付を申請します。

区分 (いずれかを○で囲んでください。)	申請内容等
1 免除	免除不承認又は半額免除となった場合 (いずれかを○で囲んでください。) 1 納付期限の変更を申請する。 (納付期限 年 月 日) 2 分割納付を申請する。(分割回数 回) 3 1、2いずれも申請しない。
2 納付期限の変更	納付期限 年 月 日
3 分割納付	分割回数 回

(A4)

家庭状況調査書

申請者

学籍番号
氏名

学科(課程) 第 学年
(年 月 日生 男・女)

家族及び所得 主たる家計支持者に○印、 別居者に×印	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得(税込)		給与外所得	
						年		収入金額	所得金額	千円	
		父				年		千円	千円	千円	
		母				年		千円	千円	千円	
						年		千円	千円	千円	
					年		千円	千円	千円		
	父・母と なった時期・理由	時期 理由	主たる家 職となった時期・理由			時期 理由					
就学者	続柄	氏名	年齢	在学学名	学年	住区分	前年度の授業料免除状況				
	本人				年	外	前期	免除の 全半額区分	授業料納付額 (免除者のみ)		
							後期	(全・半)・	千円		
					年	外	前期	(全・半)・	千円		
							後期	(全・半)・	千円		
					年	外	前期	(全・半)・	千円		
後期							(全・半)・	千円			
本人の収入状況等	本人受給 学金					その他の収入					
	学名	の務	受給開始年月	受給月額	年度受給 込額	収入の内容	収入金額				
		・	年 月	千円	千円		千円				
		・	年 月	千円	千円		千円				
日本学生 機 学金の申込状況 (現在受給していない場合のみ該当に○)							第 学年・第 学年				
収入状況	給与所得 (収入金額をそれぞれ 入のこと。 千円)							その他の所得			
	父			母				事業 (業等) 所得 千円			
	給料・金 (与を含む。)							業所得 千円			
	役							不 所得 千円			
	者給与							所得 千円			
	齢年金・年金・給							当所得 千円			
	手当金							所得 千円			
	業給付金							他からの 千円			
	生 法による 費										
	手当										
収入金額 (税込)							所得金額 (税込)				
所得金額 (税込)							千円				
所得以外 の時所得	職金・金 (業給付金を除く)・資 所得・ 所得・その他 () 千円										

家 者の住 の 類	家	家	間		公	その他 ()
		千円	千円	千円	千円	千円

特別支出額控除	長期者等	続柄	氏 名	年 月 日 等		名 等	費等の額	
				年 月 日		円		
				年 月 日		円		
	家者別	別 先 住所	() ()					
		別 による 特別経費	住 費 料	円 円	料	円 円	家 家事用	円 円
	等	別		年 月 日		状 況		額
		() ・ その他		年 月 日				円
合							円	

一か月当たりの平均生活費	収	家からの 金	千円	支	費	千円
		定職 ()	千円		住 費	千円
		()	千円		費	千円
		日本学生 機 学金 (第 ・ 第)	千円		通費	千円
	入	岩手県立大学の 学金 学業 金(第 ・ 第 ・ 大学) 外 人留学生 学金 大 先生 学金	千円	費	千円	
		その他 学金 (学金名)	千円	費	千円	
		その他 ()	千円	その他 ()	千円	
			千円		千円	

本人の住 の 類	家 者と じ	間		下	学	その他 ()
間 、 下 料月額		千円	千円	千円	千円	千円

() 「 一か月当たりの平均生活費」 は、収入額合 と 出額合 が するように 入すること。

第 学年
様

公立大学法人岩手県立大学理事長 氏名

審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 期授業料の免除、納付期限の変更、
分割納付について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

申請区分	審査結果
免除	承認（免除額 円）・不承認
納付期限の変更	承認（納付期限 年 月 日）・不承認
分割納付	承認（分割回数 回）・不承認

(A4)